令和2年度 富田林市市民公益活動と協働のための市民会議 議事録

実施日:令和3年3月23日(火)

場 所:市役所 902 会議室

時 間:14:00~16:00

出席者:市民会議委員6名(全7名・今回は1名欠席)

傍聴者:0名

《開会》各委員・事務局の紹介

《議長・副議長の選出》議長に久隆浩委員、副議長に岡島克樹委員が選出される。

(1) 富田林市におけるこれまでの市民活動推進について

「富田林市市民公益活動推進指針」の策定や、その第一期〜第三期の実施計画など、 これまでの市民活動推進の振り返りを行い、同指針の改定について委員に意見を求め た。

久議長:指針を策定したものの、市役所全体が市民協働の方向へと動いていたかは疑問 を感じる。指針の改定にあたっては実効性のあるものを作っていく必要がある。

長橋委員: 私は指針の策定に職員としてかかわっていたが、「市民協働」とは何かということから手探りの状態だった当時とは状況が異なる。NPO法人だけでなく、非営利型の一般社団法人など、団体の活動形態もさまざまになっている。

事務局のデータにあるNPO法人の数だけ見ると団体数は頭打ちのように見えるが、市民公益活動に関わる団体・法人の数は増加傾向にある。

役所の中でも、以前と違って協働が当たり前のものになってきており、市のどの課でも公益活動に関わる業務があるように思う。こども食堂などはその顕著な例であり、国の施策にも反映されている。

また、自治体の状況としては職員数が減り、財政面でも厳しくなっていったことで、協働が進んだという面もある。解決すべき課題に専門的な知識が必要なものが増えているのも一因である。こういった状況を踏まえ、時代に合った「協働」の理念を確認する必要がある。

しかし、役所で協働が進んでいるものの、職員がその自覚がなく、一般企業への事業委託と同じようにとらえている所があるように思う。

市民が活動に関わっている団体に業務などを委託することで、団体を残していくことができるのも協働の利点の一つである。そういった視点が欠けているように見えることが多く、行政から団体への支援策については考えていく必要がある。

楠委員: 作っていく過程での「協働」と、実際に「協働」が動き出してからとで、変化があるのではないかと感じている。

市民協働は誰が行うのかというところを一度考え直す必要があるように思う。

役所は「市民協働」は市民が行うものだと考えている節が見られるが、協働は相互性の中で成り立つものであり、市民だけが行うものではない。市が手を差し伸べることで成り立つ部分もある。指定管理業務などがその例としてあげられるのではないか。

そういった点を踏まえ、「協働」とは何かをとらえなおす必要がある。

ただ、指針を改訂するだけで終わらず、運用後に変化が見られるものでないといけない。

「協働」という言葉のさす範囲の変化も踏まえ、できるだけ間口を広げた内容で見直す必要がある。

NPOなど各種団体の活動も多種多様なものになっており、そういったところをわれわれよりも見ている役所の側でこそ、指針の見直しを進めていく必要があると思う。

久議長: 私も指定管理等の業務を受ける側として活動した経験がある。そちら側から 言わせてもらうと、ただ安く受けてもらえればよいという行政の姿勢には疑問 を持っている。その経費で業務を回すのに足りるか、といった意見が市役所側 からも出てくるようになる必要がある。

市民活動を推進するにあたり、当初地域自治組織を外して考えていた。東西問題などと言われるが富田林の特徴として、市の西側では小規模な町会が多くそれぞれの発言力が強い。いったんはそういった地縁の組織を外して協働のあり方を模索していた。

その後に、地域自治の重要性へも目が向けられるようになり、元気なまちづくりモデル事業などの制度が生まれた

長橋委員: 当時は北摂が先進地であり箕面などを参考にした。ただ、富田林とは大きく状況が異なり、自治会加入率の高い富田林では地縁団体へ軸足を置く方向へ変わっていった。

担当課が同じ市民協働課であったこともあり、補助金も課で関わりの強い自治 会が対象となった

金委員: 私はNPO法人の活動については自団体の活動しか知らず、他団体の活動状況についてはあまりわかっていない。市民公益活動支援センターのイベントで他団体の活動について知るといった状況で、市が団体にどの程度関わっているのか、実感のわかないところがある。

自団体の話だと、現状の市の補助金・委託料だと、団体の仕事で生計を立てようという人が働くには厳しい状況である。このままの状況では若い人は団体に入ってこず、目指す社会の実現のために活動してはいるものの、苦しさの伴う状況であることはここで申し上げておきたい。

久議長: 金委員がおっしゃるように市と国際交流協会ではパートナーシップを結んでいるように思うが、それが活動の継続に十分なものかどうかは検討の必要があるように思われる。

例えば浜松市などは多文化共生の計画を作った段階で市よりも国際交流協会が行った方が良いと考え、多くの業務を委託するようにしている。その分お金も流れているはずで、同じようにパートナーシップと言いつつも大きな差異が見られる。そういったパートナーシップの在り方についても今後検討していければと思う。

廣崎委員: すこし議題から外れる話かもしれないが、資料では町会・PTA・子ども 会との連携についても触れてある。

私の子どもが小さかったころは、同年代の子を持つ親御さんと話すのは「幼稚園はどうする?」ということだったが、今の親御さんは「保育園どうする?」という方がほとんどだ。このように共働き家庭の増加は肌で感じている。

そんな中ではPTA活動できるような人は減っていくだろう。みんな家庭と仕事で手いっぱいになり、PTAや町会・自治会といった無報酬の組織に参加する人は減っていると思われ、現に子ども会などは数を減らしている。このような状況では、10年後20年後には地域のために何かするというような人はさらに減っていると思われる。

今から、将来を見据えて何か種をまいていく必要があるのではないか。

久議長: そのあたりの社会の変化というのも考えていく必要があると思う。参考になるかわからないが、NPOでも収益を出して稼ぎながら地域に貢献しようというような事例も見られる。また、NPO法人でなく、株式会社として起業し、全国に広がっているようなところもあり、社会の意識の変化が見られる。

事務局: 市民協働というものが職員にどれだけ浸透しているか。市民協働という意識がなく、ただの委託というような感覚になっているのではということを感じる。

長橋委員: 市役所内で通常の委託と団体との協働と区別がつけられていないように思う。市も委託して任せっきりというのではなく、団体に対して意見を出していけばいい。

また、現在はNPO法人だけでなくいろいろな形式で社会貢献活動を行っている団体があるのだから、制度も現状に合わせていくべきところだ。

(2) 元気なまちづくりモデル事業について

「元気なまちづくりモデル事業」について、これまでの成果や課題を振り返り、課題点である、応募団体の固定化・新規募集の少なさの解決について意見を求めた。

久議長: この事業には地域の自治力の向上のためという側面もある。富田林市、特に 東側では町会同士の連携はまばらだった。それらの町会が連携し、地域課題の 発掘・解決に取り組んでもらえればとの狙いがあった。

長橋委員: この制度を作った際は市民協働の枠にとらわれない、当時としては珍しかった用途の自由度が高い補助金であった。市民協働だけの枠にとらわれない補助金を想定していた。

岡島副議長: 応募の固定化の理由に「市民協働課の補助金」という意識があるように思う。もし、市民協働課が今後もこの補助金を運用していくのであれば、自治会間の連携を図るだけでなく、NPOがそこにどう関わっていくか。例えば多文化共生や子育て支援などは必ず地域とも関係していることなので、NPOから自治会に向けてそれらに関する提案が出てくるような、NPOに向けた広報を行うことで次の世代へとつながる事業につながるのではないか。

金委員: 私たちの団体も応募を考えたが、活動主体に自治体が含まれるという要件が

満たせなかった。なかなかにハードルが高いように思うので、地域にアプローチという段階まで進んでいなくても、小規模な団体がちょっとしたことに使えるような補助制度があっても良いのでは。

補助金制度だけでなく、公民館の予約や活動の周知など小さな団体に対し、活動しやすくなるような制度や支援があっても良いと思う。

久議長: モデル事業制度の制定当時とは状況も変わっているので、補助金制度のあり 方についてもう一度この市民会議でも議論できればと思う。

岡島副議長: 自立性・発展性をこれまでよりも重視するなど、審査基準についての見 直しもそろそろ必要かもしれない。

楠委員: 市民活動の支援は役所に出来ないことを行ってくれているからという面があるのに、市民活動団体を育てるという視点が役所には欠けているように思う。 今市民協働について行政に必要なのは育てるという視点。

補助金制度を見直す際にはそのあたりも見据えてこれまでの枠組みにとらわれず、周辺地域のモデルとなりうるような見直しを行うべき。

ただ単にお金を出すだけでは地域の自治や発展には結びつかない。 では市は何をすべきなのかどんな戦略をとるべきなのか、そういったことを検 討するべき。

長橋委員: 昨今のコロナ禍で、社会の各所で活動が停止・停滞している中、さまざま に工夫を凝らして活動を継続する公益活動団体が多く見られた。 そういった各団体の底力を活かせるような形での見直しをしていきたい。

久議長: 現行の元気なまちづくりモデル事業においても、旧来からの地域と新興住宅 地の間で連携が図られるようになるなど、一定の効果が出ていることは認識し た上で見直しを進めたい。

(3) 今後の市民公益活動推進について

「今後の市民公益活動推進」について、府内や市内の活動団体数の推移を示し、今後 の市の取組みについて意見を求めた。

長橋委員: 市の実態がわからない状態では議論が難しい 指針の作られた当時とは違い、市のさまざまな部署で協働が進んでいると 思われる。事務局には次の会議までにそういった実態を調べておいてもらいたい。 庁内での研修や職員の意識についても同様。

久議長: 団体と組むという形でなくとも市民の力を借りている部分はあるので、そういった調査については視野を広くとって行ってほしい。市民公益活動についての意識を広めていく必要がある。

岡島副議長: 法人格を持っているようなある程度の規模の団体だけでなく、小規模な 団体についても実態を把握し、声を聞いていければと思う。

もうひとつ、財政面の話、NPO法人も代替わりに差し掛かる時期であるし、行政委託の価格の話など、非常に重要である。

われわれとしてもそういった声を聞き、新しい指針に反映させていくべきだと思うので、そういった場を設けることができればと思う。

久議長: 役所と関わり合いを持たない団体の活動についても視野に入れるべき。 最近の若い人が立ち上げる団体はそもそも役所を当てにしていないことも 多い。

市役所から見えていないそういった団体まで協働のターゲットとして考えるか、そういったところも含めて視野に入れて考えていければ。

岡島副議長: 指針改定のスケジュールには余裕があるので 種々の調査をしっかりと 行うことができるのでは。

楠委員: この会議だけでなく役所の内部でも指針の総括を行う必要がある。